

東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正（職業能力開発促進法改正に伴う改正）

現行	改正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(割引定期乗車券の発売)</p> <p>第 27 条 第 25 条第 1 項又は同条第 4 項の規定により通学定期乗車券を発売する場合、次の各号に掲げる指定学校の学生、生徒、児童又は訓練生に対しては、当該指定学校に通う場合で、通学証明書を提出したとき又は旅客規則第 170 条第 1 項第 2 号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、旅客会社線区間について割引の通学定期乗車券を発売する（第 25 条第 4 項の実習場等に通う場合は、通学証明書を提出したときに限る。）。この場合、通学証明書又は通学定期乗車券購入兼用の証明書の発行者においてその区分欄に、第 1 号及び第 2 号の生徒又は児童に対するものは「義務課程」、第 3 号及び第 4 号の生徒又は学生に対するものは「高等課程」、第 5 号の訓練生に対するものは「普通職業訓練」と赤書きするものとする。</p> <p>(1) 中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校の中学部の生徒</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(5) 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の <u>6</u> に規定する公共職業能力開発施設において普通職業訓練（短期課程にあつては、中学校卒業者を対象とする訓練期間が 1 年のものに限る。）を受ける訓練生</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(割引定期乗車券の発売)</p> <p>第 27 条 第 25 条第 1 項又は同条第 4 項の規定により通学定期乗車券を発売する場合、次の各号に掲げる指定学校の学生、生徒、児童又は訓練生に対しては、当該指定学校に通う場合で、通学証明書を提出したとき又は旅客規則第 170 条第 1 項第 2 号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、旅客会社線区間について割引の通学定期乗車券を発売する（第 25 条第 4 項の実習場等に通う場合は、通学証明書を提出したときに限る。）。この場合、通学証明書又は通学定期乗車券購入兼用の証明書の発行者においてその区分欄に、第 1 号及び第 2 号の生徒又は児童に対するものは「義務課程」、第 3 号及び第 4 号の生徒又は学生に対するものは「高等課程」、第 5 号の訓練生に対するものは「普通職業訓練」と赤書きするものとする。</p> <p>(1) 中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校の中学部の生徒</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(5) 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の <u>7</u> に規定する公共職業能力開発施設において普通職業訓練（短期課程にあつては、中学校卒業者を対象とする訓練期間が 1 年のものに限る。）を受ける訓練生</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

附則

この通達は、平成 30 年 4 月 21 日から施行する。